

## 2.2 水道事業運営基盤強化推進事業の要件緩和について

【新規】

【提案・要望先】 厚生労働省

～提案・要望事項～

○ 水道事業運営基盤強化推進事業(広域化事業)の交付期限を廃止すること。

### 【現状と課題】

- 水道事業は水需要の減少や経年化施設の増加など、様々な課題に直面しており、広域化による効率化や最適化による運営基盤の強化が求められている。
- 堺市では府域一水道に向け、「ワーキンググループ」や「勉強会」、「研究会」に参加し、周辺市との水平連携を進めている。
- 交付金制度「水道事業運営基盤強化推進事業(広域化事業)」の交付要件は、3事業者以上の広域化において、2024年度までに着工した事業が対象であり、交付期限は2029年度までとなっている。また、全体計画は原則10年間とされている。
- 府域一水道に向けては、水道事業間の料金水準や施設整備水準の格差などの課題を整理する必要がある、一定の期間を要することから、本市の場合、交付期間が限られ、交付金を最大限受け取ることができない。

### ■水道事業運営基盤強化推進事業(広域化事業)の交付期限の考え方

①2020年度までに着工した場合：交付期間10年

年度	▽着工期限										▽交付期限					
	2018	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
事業期間																
交付期間																

②2024年度に着工した場合：交付期間6年

年度	▽着工期限										▽交付期限					
	2018	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
事業期間																
交付期間																

← 交付対象外 →

① 広域化には『課題整理の時間』と『市民理解』が必要

② 広域化に伴う水道施設の整備には莫大な費用を要するため、広域化事業の交付金を最大限活用することが必要不可欠

### 【要望】

**交付期限を廃止し、2024年に着工した場合も10年間交付対象とすること**

年度	▽着工期限										▽交付期限					
	2018	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
事業期間																
交付期間																

← 交付対象【追加】 →

10年間

交付期限を廃止

### 【本件に関する連絡先】

上下水道局 事業計画担当課長 幸田 省吾 (TEL:072-250-9121)